

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
事務及び事業の在り方に関する視点 （国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等）	政策目的の達成状況 （本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。）		
			(委員会) 国家の基本的な責務・機能であり、国家が存続するかぎり必要な事業である。
			(委員会) 独立行政法人である国立公文書館の範疇を超える制度的要因等（本項目最後の欄に述べた課題を参照。）のため、国家の重要な意思決定の記録が適切に国立公文書館に移管されている状況とは言いたい。
			(委員会) 従来は国立公文書館と各府省等で直接協議を行い移管計画を定めていたものを、行政情報公開法の施行や国立公文書館が独立行政法人化されたこと等によって、内閣府と各府省等との協議に基づく移管計画により受け入れることとなり、移管手続きが間接的で複雑なものとなった。これらの結果、移管が激減したこと、立法府や司法府からの実際の移管についての協議がなされていないこと、ポスターや白書などが移管対象になっていないことなど、独立行政法人である国立公文書館に受け入れる以前の段階で解決すべき課題が多く、これらの課題を含め、政府として、公文書の管理に関わる体制を根本的かつ直ちに検討すべきである。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
社会経済情勢の変化の状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 	<p>(委員会) 「e - Japan 重点計画2004」では、2005年度までに、歴史公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずるとされており、それに対する取組みが緊急の課題である。</p> <p>電子政府時代に対応した電子文書の作成が急速に進み、その保存・利用についての体制整備を急ぐ必要性が高まった。</p> <p>平成16年1月の総理の施政方針演説で、体制整備を図る旨が言及されたり、同6月には内閣官房長官主催の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」からの報告（以下「懇談会報告」という。）が提出されるなど、歴史公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備が喫緊の課題であるとの認識が政府部内でようやく高まった。</p>
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業により、どのような効果があるか。 ・ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。 ・ 	
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。 	<p>(委員会) 国家の基本的な責務、機能を国が放棄することは論外である。ただし、業務の一部を民間に効率的に委託する等は現在も行われており、必要なことである。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
利用者 顧客 受益者等のニーズ 実態上の範囲等の状況	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。		
	・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。		
	・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。		
	・ 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
事務及び事業を制度的独占により行う必要性 (制度的独占の必要性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入))	・ 本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。		(委員会) 基本的に世の中に一部しかない国の歴史的公文書等を体系的・効率的かつ確実に集中管理できる。
	・ 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。		
	・ 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。		
	・ その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。 ・		
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点 (事務及び事業との関係)	・ 本独立行政法人の設立目的は何か。 ・		
	・ 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。		
	・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
・ 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。		
現行の実施主体の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 	
・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。		<p>(委員会)</p> <p>独立行政法人国立公文書館の行う事業は、自己収入が見込めず、ほとんどが運営費交付金によって行われている。運営費交付金の範囲において効率化に努力しつつ、適切に事業が実施されており、財務状況は健全であるものの、毎事業年度において運営費交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施を確保できない恐れがある。本事業の適切な実施は国の基本的な責務であることを踏まえると、特段の考慮が必要である。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	<ul style="list-style-type: none"> 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようにになっているか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 	<p>（委員会） 従来は国立公文書館が各府省等と直接協議を行い移管計画を定めていたが、行政情報公開法の施行や国立公文書館が独立行政法人に移行したことにより、各府省等と協議して移管計画を決定するのは内閣府となったため、移管に関する事務が格段に間接的で複雑なものになったこと等の要因により、移管冊数が激減した。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 現行の分担関係には、どのような効果があるか。 	<p>（委員会） 各府省等からの受入れ後の歴史公文書等の保存、一般の利用に供するための事業については、目標の明確化、第三者評価等の仕組みを持つ独立行政法人に移行した国立公文書館で行うことにより、効率的に行われているが、国の重要な意思決定の記録を確実に国立公文書館に受け入れることができるかという観点からみれば、受け入れの機能が分断されていることは、効率性や有効性の点で問題がある。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
関係 現行の実施主体の組織形態 人事制度との	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。 	<p>(委員会) 公文書の作成、保管、選別、移管(乃至廃棄)、保存、利用について、一貫した体系となるよう、制度や体制を根本的に見直すべきである。そのために制約が多いので、現在の分担関係は見直すべきである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。 	<p>(委員会) 本事業の実施は、国家の基本的な責務・機能であり、継続的かつ確実に行われることが制度上担保される必要がある。その点においては、独立行政法人という組織形態はその必要性を満たしているが、国の重要な意思決定の記録について確実に移管を受けるという点について、現在の国立公文書館は実施機関である独立行政法人にすぎないため、公文書について知識・経験のある人材を擁しながら、各府省等と直接の協議ができないこと、制度面や体制面での企画立案ができないこと等、制約となっている問題がある。また、懇談会報告において提言されている中間書庫についても、国の機関の現用文書の管理は独立行政法人という形態のままでは国立公文書館で行えないと考える。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
・ 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。		(委員会) 国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等を適正に保存し、利用に供することは、国の基本的な責務・機能であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。しかし、確実に実施されなければならず、かつ、一つの主体に独占して行わせることが適当であるので、この事業を民間の主体に移管することは適当でない。国が直接に行う事務・事業とする場合は、歴史公文書等の適切な移管等、国立公文書館が受け入れる前段階においての制度・体制等の企画立案や、国の機関との直接の協議などが、一体的、効率的に行うことが出来る。保存や利用に供するための実施事務についても、目標の設定や第三者評価など、効率化を担保する仕組みを残すことができれば、効率性や組織の活力が低下することはないと思われる。
・ (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。		(委員会) 公文書等の保存・利用は文書のライフサイクルの最終局面に当たり、現用文書を含めた公文書の管理システムの一環をなすものであることから、公務員が担う必要がある。また、非現用であっても、基本的にはこの世に1冊しかない、国の重要な歴史公文書等の評価選別、適切な保存及び公開の判断を担う国立公文書館の運営は、各方面的信頼性の確保が極めて重要であり、厳格な守秘義務や政治的中立に関する義務を課せられた公務員が担当する必要がある。
・ (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。		
・ (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点 効率化、質の向上等の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。 	<p>(委員会) 中期目標に掲げられた目標の一部については、目標期間前半に達成されるなど、効率化、質の向上が図られている。</p> <p>(委員会) 館長は、独立行政法人へ移行後における業務執行体制の整備や、その後3か年度における「中期計画」、「年度計画」、「四半期毎の業務執行計画」に沿った業務の計画的執行について、職員の意思疎通や一体感の醸成に意を碎きつつ、格段の指導力を発揮した。理事も、専門性を生かし、的確に館長をサポートしている。 しかし、懇談会報告において提言されているように、今後、国立公文書館が、我が国の中核的公文書館として求められる機能を十全に発揮するためには、行政実務や組織管理についての知識・経験を有する者は当然であるが、加えて、歴史学、行政学、情報学等の分野で高度な学識経験を有する人材が役員として常時勤務する体制を確立することが不可欠である。</p> <p>(委員会) 自己収入が見込めず、ほとんどが運営費交付金によるものであることから、今後とも効率化に向け努力することは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性とその充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出を削減し続けることには無理がある。 また、国立公文書館に受け入れる以前の問題として、国の重要な意思決定の記録が確実に国立公文書館に移管されるような制度、体制等については、独立行政法人である国立公文書館の範疇の外にある課題である。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	<ul style="list-style-type: none"> 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 	<p>(委員会) 「歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間をおおむね独立行政法人移行前の1年2か月から1年以内に短縮するとともに、これにより、当該作業に係る歴史公文書等1冊当たりの経費を10%削減する」との中期目標は、文書の種類や作業の難易度によって幅があるものの、一定の効率化が図られたと評価できる。その他の業務においても、「年度計画」や「四半期毎の業務執行計画」に盛り込まれた数値目標や達成期限は順調に達成されている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 	<p>(委員会) 財務状況は、現行中期計画に沿って、適正な状況にある。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。 		<p>(委員会) 平成15年度の場合、独立行政法人全体として、運営費交付金収入約17億円に対し、人件費支出約6億3千万円、その他業務支出約9億3千万円、その他管理支出約7千万円となっており、いずれの区分においても適切に管理されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。 		<p>(委員会) 他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。</p>
勘定区分の機能状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか 	
	<ul style="list-style-type: none"> 勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
受業者負担の在り方	・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。		
	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。		
	・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。		
	・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。		
	・ 本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。		
検証に 関する 視点	過去の見直しの経緯及び効果	・ 本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようにになっているのか。	(委員会) 平成13年度から、歴史公文書等の移管に関し、行政情報公開法の施行や国立公文書館が独立行政法人に移行したこと等に伴い制度が改変した。 平成16年6月には、懇談会報告が出され、平成13年度の改革以降の問題点についても検討の上、今後の方向性が提言された。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：歴史公文書等の保存利用等関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
<ul style="list-style-type: none"> 各見直しのねらいはどのようにになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 		<p>(委員会)</p> <p>平成13年度の改革においては、国が自ら主体となって実施する必要の無い実施事業を分離して独立行政法人に行わせることにより、効率化を図ることがねらいであった。独立行政法人制度の特徴のひとつである目標の明確化と第三者評価等により、業務の効率化、組織の活性化が図られたことは評価できる。</p> <p>平成16年6月に出された懇談会報告は、国立公文書館に歴史公文書等が移管されたあとの保存や利用に供するための事業の効率化のみならず、国の重要な意思決定の記録が、確実に作成、保管、移管、保存、利用されるという、「国家の選択と経験を目に見える形とした遺産」が現在及び未来の国民に共有されるための有効かつ効率的な体系について、全体を俯瞰し、現状を分析し、課題を洗い出し、今後の方向性を提言している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 ・ 		
<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 		
<ul style="list-style-type: none"> 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
(作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
事務及び事業の在り方に関する視点 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 当該目的が既に達成されているのではないか。 	<p>(委員会) センターは、平成13年11月に独立行政法人国立公文書館に付置される形で発足し、当初、平成26年度までに約2700万コマの画像データを整備する計画であったが、その後、整備計画を繰り上げ、平成23年度までに約2,855万コマの画像データを整備する計画である。センターの事業は順調に推移しており、平成15年度末には、465万コマの資料が提供されている。今後とも計画に基づき、質、量ともに充実したデータベースを構築し、世界に発信していくことが、諸外国との相互理解の促進に不可欠である。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか 	<p>(委員会) データベースの構築は順調に進んでおり、また、利用者の利便性の向上も図られており、世界的にも先導的なデジタルアーカイブズとして評価されるに至っている。アクセス数も、累計で55万件に上っており、そのうち英語版へのアクセスも5万3千件となっており、諸外国からも利用されていることが分かる。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。 	<p>(委員会) 大量の公文書の原本をインターネットにより画像提供するという手法は、利用者、特に諸外国等遠隔地からの利用に極めて利便性の高い手法である。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
変化の状況 社会経済情勢の 変化の状況	・ 本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。		
	・ 本事務・事業により、どのような効果があるか。		
	・ 本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。		
公共上の見地 及び社会経済の 安定等の 関係	・ 本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。		(委員会) 日本政府が「平和友好交流計画」の重要な柱の一つの事業の遂行に関し、関与せず、責任を放棄することは、政府の姿勢が問われることになる。
	・ 本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。		
	・ 本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。		
利用者 顧客 受益者等の ニーズ 実	・ 本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
事務及び事業を制度的独占により行つべき性(制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入)	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっていり、その他問題となる状況が生じていないか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を制度的独占により行うことにより、どのような効果があるか。 		<p>(委員会) 業務の一部を効率性の観点から民間に委託することは積極的に推進すべきことであり、今も行われているが、「平和友好交流計画」の重要な柱の一つとして国が関与することが姿勢としても必要であり、かつ、提供する資料が歴史公文書等であることから、資料の信憑性、中立性、公正性が担保されることが不可欠である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 ・ 		
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。 ・ 		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	現行の実施主体の設立目的ほかの事務及び事業との関係	<ul style="list-style-type: none"> 本独立行政法人の設立目的は何か。 本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。 	
	現行の実施主体の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。 	<p>(委員会) 本事業は、自己収入が見込めず、全て運営費交付金によって行われている。本事業は、運営費交付金の範囲内において効率化に努力しつつ適正に実施されてきており、財務状況は健全ではあるものの、毎事業年度において運営費交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施が確保できない恐れがある。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
・ 本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。		
・ 国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようにになっているか。		
・ 当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。		
・ 現行の分担関係には、どのような効果があるか。		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。 	<p>(委員会) 国が関与しつつ、目標の明確化や第三者評価により事業の効率化を図ることができる。また、弹力的な執行が可能な運営費交付金により事業が行われるため、利用者ニーズへの機動的な対応が可能である。 また、センターがデジタル化された資料を受け入れる前の段階での制度上等の企画立案の問題や、国の機関との直接の協議ができないことによる問題等、独立行政法人という組織形態に伴う問題は、大きくない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。 	<p>(委員会) 「平和友好交流計画」の重要な柱の一つであり、国が関与しなければならない事業であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。自己収入が見込めない事業であり、国が直接行う事業とした場合にも、効率性、弾力性、透明性に意を払えば、大きな問題は生じないと思われる。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
(作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
	<ul style="list-style-type: none"> (特定独立行政法人の場合) 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 		<p>(委員会) 業務の一部を効率性の観点から民間に委託することは積極的に推進すべきことであり、今も行われているが、「平和友好交流計画」の重要な柱の一つとして国が関与することが姿勢としても必要であり、かつ、提供する資料が歴史公文書等であることから、提供の責任者が公務員であることにより、資料の信憑性、中立性、公正性が担保することが不可欠である。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (特定独立行政法人の場合) 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> (特定独立行政法人の場合) 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。 		
事務及び事業の効率化、質の向上等の達成状況 に関する視点	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。 		<p>(委員会) 当初のデータベース構築計画を改定し、整備作業を繰り上げるなど、当初の期待を上回るペースでデータベースが構築されている。また、利便性の向上にも格段の努力が払われ、ICA/UNESCO 世界情報社会サミットのための準備会合において、デジタルアーカイブズの先導的モデルとして非常に高い評価を受けたことは特記すべきことである。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 		<p>(委員会) 高名な研究者でもある非常勤のセンター長の指導の下、アジア近隣諸国からも、本事業の遂行の姿勢、事業の質の高さ等について高い評価を得ている。</p>

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
・ 本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。		(委員会) 自己収入が見込めず、すべて運営費交付金によるものであることから、今後とも効率化、質の向上に努力することは当然のことであるが、将来にわたって事業の継続性・重要性とその充実を図ることを考慮すると、毎事業年度において支出を削減し続けることには無理がある。
効率化、質の向上等に係る指標等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 ・ 当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 ・ 財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっているいか。 	(委員会) データベース構築計画は、当初計画を改定し、整備作業を繰り上げるなど、当初の想定よりも積極的に推進されている。ホームページアクセス件数も、平成15年度末までに累計55万件となるなど、利用者が着実に増加している。

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】

(作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。		
・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。	(委員会) 他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる。	
勘定区分の機能状況	・本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか	
	・勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。	

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目		省の見解等	備考
受託者負担の在り方	・ 新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。		
	・ 利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。		
	・ 本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。		
	・ 本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。		
検証に関する視 見直しの経緯の 過去の見直しの 経緯及び効果	・ 本事務・事業についての過去の見直し(独立行政法人による自主的見直しを含む。)の経緯はどのようにになっているのか。 ・		

独立行政法人国立公文書館の事務及び事業に関する見解等【勧告の取組の方針関係】
 (作成単位：アジア歴史資料センター関係)

記入者 役職：

氏名：

電話：

項目	省の見解等	備考
<ul style="list-style-type: none"> 各見直しのねらいはどのようにになっており、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 ・ 		
<ul style="list-style-type: none"> 当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 ・ 		
<ul style="list-style-type: none"> 本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 		
<ul style="list-style-type: none"> 当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 ・ 		